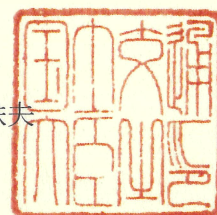


認 定 書

国 住 参 建 第 5 4 号
令和 4 年 5 月 30 日

神栄鉄鋼株式会社
代表取締役社長 塩谷 秀和 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TFBH-224688

2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

(1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地

① 名称 神栄鉄鋼株式会社

② 所在地 兵庫県多可郡多可町加美区熊野部 175-1

(2) 適用範囲

① 建築鉄骨溶接構造の 400N、490N 及び 520N 級炭素鋼で板厚 60 mm 以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は、60 mm を超えることができる。

② 作業条件は下向、横向及び立向姿勢とする。溶接技能者の資格は、SA-3F、SA-3H 及び SA-3V 又は A-3F、A-3H 及び A-3V とする。

③ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「2. 入熱・パス間温度」による。

④ 溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、別添の「3. 予熱管理」による。

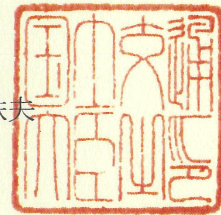
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住参建第 54-2 号
令和 4 年 5 月 30 日

神栄鉄鋼株式会社
代表取締役社長 塩谷 秀和 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除く図書として、同項の表 1 の(は)項に掲げる構造詳細図及び同項の表 2 の(一)項に掲げる建築基準法施行令第三章第五節の規定が適用される建築物の構造詳細図(構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法に限る。)のうち下記の建築物の部分に係る図書を指定する。

記

1. 認定番号

TFBH-224688

2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

(1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地

①名称 神栄鉄鋼株式会社

②所在地 兵庫県多可郡多可町加美区熊野部 175-1

(2) 適用範囲

- ① 建築鉄骨溶接構造の 400N、490N 及び 520N 級炭素鋼で板厚 60 mm 以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は、60 mm を超えることができる。
- ② 作業条件は下向、横向及び立向姿勢とする。溶接技能者の資格は、SA-3F、SA-3H 及び SA-3V 又は A-3F、A-3H 及び A-3V とする。
- ③ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「2. 入熱・パス間温度」による。
- ④ 溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、別添の「3. 予熱管理」による。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

別 添

1. 品質管理体制

品質管理技術者・責任者・技能者	社 内 基 準
品質管理責任者の下で、下記の管理技術者、管理責任者及び溶接技能者が適切に配置されていること。	下記の社内基準が整備されている。 ①工作基準 ②検査基準 ③製作要領書作成基準 ④外注管理基準 (最新の建築学会基準等に合わせて改定されている。)
①製作管理技術者 鉄骨製作管理技術者1級又は一級建築士の資格を有する者。	製造設備の種類 下記の製造設備が常備されている。 ①のこ盤 ②直立ボール盤 ③ポータブル自動ガス切断機 ④被覆アーク溶接機 ⑤CO ₂ ガスシールドアーク溶接機 ⑥エアアークガウジング機 ⑦クレーン (10t/台×1以上又は5t以上/台×2以上) ⑧下向き溶接用回転治具 ⑨プラスト設備 ⑩溶接棒乾燥機 ⑪エレクトロスラグ溶接機 ⑫サブマージアーク溶接機 ⑬フェーシングマシーン
②溶接管理技術者 溶接管理技術者1級 (資格取得後の実務経験3年以上) 又は鉄骨製作管理技術者1級 (資格取得後の実務経験3年以上) の資格を有する者。	
③検査管理技術者 (イ)製品検査管理技術者 : 建築鉄骨製品検査技術者の資格を有する者。 (ロ)超音波検査管理技術者: 建築鉄骨超音波検査技術者又は非破壊試験技術者 UT レベル3の資格を有する者。	検査設備の種類 下記の検査設備機器が常備されている。 ①検査台 ②各種精度測定検査器具 ③電流・電圧計 ④表面温度計 ⑤温度チョーク ⑥超音波探傷器 ⑦浸透探傷器具 ⑧ルーベ (倍率5以上) ⑨膜厚計
④工作図管理技術者 鉄骨製作管理技術者1級又は一級建築士の資格を有する者。	
⑤溶接技能者 SA-3F、SA-3H及びSA-3V又はA-3F、A-3H及びA-3Vの資格を有する者。	
⑥外注管理責任者	
⑦材料管理責任者	
⑧品質管理者	

2. 入熱・パス間温度

鋼材の種類	規 格	溶接材料	入 熱	パス間温度
400N級炭素鋼 (STKR、BCR及びBCPを除く。)	JIS Z 3312	YGW11、YGW15	40kJ/cm以下	350℃以下
		YGW18、YGW19	30kJ/cm以下	450℃以下
	JIS Z 3313	T490Tx-yCA-U T490Tx-yMA-U T550Tx-yCA-U T550Tx-yMA-U	40kJ/cm以下	350℃以下
			30kJ/cm以下	450℃以下
	JIS Z 3211	引張強さ570MPa以上のものを除く。	40kJ/cm以下	350℃以下
	JIS Z 3214	引張強さ570MPa以上のものを除く。		
490N級炭素鋼 (STKR及びBCPを除く。)	JIS Z 3315	G49A0U-CCJ G49A0U-NCC、NCCT等		
	JIS Z 3312	YGW11、YGW15	30kJ/cm以下	250℃以下
		YGW18、YGW19	40kJ/cm以下	350℃以下
	JIS Z 3313	T490Tx-yCA-U T490Tx-yMA-U T550Tx-yCA-U T550Tx-yMA-U	30kJ/cm以下	250℃以下
			40kJ/cm以下	350℃以下
	JIS Z 3211	引張強さ570MPa以上のものを除く。	40kJ/cm以下	350℃以下
520N級炭素鋼	JIS Z 3214	引張強さ570MPa以上のものを除く。		
	JIS Z 3315	G49A0U-CCJ G49A0U-NCC、NCCT等		
	JIS Z 3312	YGW18、YGW19	30kJ/cm以下	250℃以下
	JIS Z 3313	T550Tx-yCA-U T550Tx-yMA-U		
400N級炭素鋼 (STKR、BCR及びBCPに限る。)	JIS Z 3312	YGW11、YGW15	30kJ/cm以下	250℃以下
		YGW18、YGW19	40kJ/cm以下	350℃以下
	JIS Z 3313	T490Tx-yCA-U T490Tx-yMA-U	30kJ/cm以下	250℃以下
		T550Tx-yCA-U T550Tx-yMA-U	40kJ/cm以下	350℃以下
490N級炭素鋼 (STKR及びBCPに限る。)	JIS Z 3312	YGW18、YGW19	30kJ/cm以下	250℃以下
	JIS Z 3313	T550Tx-yCA-U T550Tx-yMA-U		

(注) ロボット溶接の場合、(一社) 日本ロボット工業会による建築鉄骨溶接ロボットの型式認証条件に従うものとし、当表はロボット溶接には適用しない。

認 定 証

神栄鉄鋼株式会社

代表取締役社長 塩 谷 秀 和 殿

令和 4 年 4 月 1 日

国土交通大臣指定性能評価機関
株式会社日本鉄骨評価センター

代表取締役
社 長

松下真治

溶接H形鋼製作工場認定委員会

委 員 長

甲津功夫

貴社から申請のあった下記工場については
品質管理及び製作実施状況が当評価機関の
溶接H形鋼製作工場認定基準に適合し 適正
品質の溶接H形鋼を製作し得る工場である
ことを認定します

記

1. 認定番号 BH02 - AAA22015
2. 認定した工場の名称及び所在地
名 称 神栄鉄鋼株式会社
所 在 地 兵庫県多可郡多可町加美区熊野部175-1
3. 適用範囲
(1) 溶接H形鋼及び溶接T形鋼等溶接H形鋼に類する溶接組立形鋼の製作に適用する。
(2) フランジ材及びウェブ材の板継溶接を含む。
(3) 取り扱う鋼材は、400N級鋼、490N級鋼及び520N級鋼で板厚60mmまでとする。ただし、板継溶接を行わない場合、フランジ材の板厚は適切な予熱を行ったうえで溶接を行うことにより60mmを超えることができる。
4. 有効期限 令和 9 年 3 月 31 日

登 録 証

神栄鉄鋼株式会社

代表取締役社長 塩 谷 秀 和 殿

貴社から申請のあった工場については
一般社団法人鉄骨建設業協会溶接H形鋼
製作工場登録規程第2条に基づき適正品質
の建築鉄骨溶接H形鋼を製作し得る工場と
して 下記のとおり登録したことを証する

令和4年4月15日

一般社団法人 鉄骨建設業協会

会 長



記

1. 登 録 番 号 BH22-AAA 第008号
2. 登録した工場の名称及び所在地
名 称 神栄鉄鋼株式会社
所 在 地 兵庫県多可郡多可町加美区熊野部175-1
認定番号 BH02-AAA22015
3. 適 用 範 囲
 - (1) 溶接H形鋼及び溶接T形鋼等溶接H形鋼に類する溶接組立形鋼の製作に適用する。
 - (2) フランジ材及びウェブ材の板継溶接を含む。
 - (3) 取り扱う鋼材は、400N級鋼、490N級鋼及び520N級鋼で板厚60mmまでとする。ただし、板継溶接を行わない場合、フランジ材の板厚は適切な予熱を行ったうえで溶接を行うことにより60mmを超えることができる。
4. 登録有効期限 令和9年3月31日